



NEWS LETTER

NPO法人
ウィメンズネット

「らいず」



DV被害に悩む女性と子どもをサポートするNPO URL <http://www.npo-rise.info>

編集・発行 ウィメンズネット「らいず」広報部会 事務局〒310-0024 水戸市備前町2-5-415 TEL 029-221-7242 FAX 029-225-6131

DV 性暴力被害をなくすために一茨城から発信

「らいず」は茨城県内を足場に、女性に対する暴力の根絶をめざす活動を積み上げてきました。2009年はさらに一歩踏み込み、常磐大学で開いた世界被害者学会「国際被害者学シンポジウム」に参加して分科会を主催したのをはじめ、DV被害者の保護と有効な支援をテーマに事業を展開。国際的な視点から世界、日本に向けて発信し議論を深めました。



先進国に学び 有効な支援を探る

09年に国内外の支援、臨床の専門家を講師に招いて催したシンポジウム、研修会は、▷DV施策先進国に学ぶ加害者プログラムの実際と課題—スウェーデンにおける取り組み（2月・水戸市内、共催：東北大学）=写真▷性差別と性暴力被害（8月・常磐大学、共催：全国女性シェルターネット）▷暴力被害女性のトラウマの回復（11月・栃木県宇都宮市、全国シェルターシンポジウム参加）—の3事業です。

全国シェルターシンポの分科会では、臨床心理の権威メアリー・ハーベイさんから、地域のサポート力がトラウマの回復にどのように繋がるか、ご講話を伺うことができました。同シンポ分科会への初参加は、「らいず」としての実績。ハーベイさんはDVトラウマの回復過程において「被害女性の孤立感を減らし、安全と癒しを援助するような社会資源にどれだけ接近できるか、が重要だ」と語り、平等で多様な選択肢のあるコミュニティー支援の大切さを強調しました。

スウェーデンから保護観察官、犯罪被害者庁部長とゲストを迎えての「加害者プログラム」「性差別と性暴力被害」の2つのシンポは、東北大学教官（当時）矢野恵美さんと

寄稿

全国女性シェルターネット シンポジウム大会成功に寄せて

ハーバード大学臨床心理学准教授
メアリー・ハーベイ

09年11月に開催された第12回全国女性シェルターシンポジウムは、まさに、大勢の女性たちが積み重ねてきた努力の結晶ともいえる素晴らしい大会となりました。その大会にお招きいただきましたこと、参加できたことを大変光栄に思っています。参加者の数にも目を見張りました、皆さんの熱心さ、意識の高さ、かわり方に深く感動しました。

2日目「らいず」の分科会では、DVサバイバーとして登壇したRさんが、極限の状況の中から手探りで「安全」を求め、周囲のサポートを得ながら徐々に自尊心を回復し、自己決定権を獲得していく過程を語ってくれました。被害女性に一歩を踏み出す勇気を与えてくれたRさん。当事者の持ち得る回復への力を、会場の皆さんと強く実感することができたこともうれしい経験でした。

思えば、初めて訪日した99年、心理的トラウマやDV、虐待をテーマにした私の講演に集まったのは、心理臨床の専門家や研究者だけでした。日本でDV被害者支援に携わる人は、まだ少なかった時代です。そして次に日本を訪れたのが2000年と04年。私は、日本の女性たちがDV根絶に向けて確かに歩き出し、それぞれの活動を大きなうねりに変えてゆく力を感じていました。そうした歴史の「証人」として、今回シンポジウムの成功を創り出された皆さんと同じ「時」を共有できたこと、その一員となれたことを、何より私の誇りです。
(訳責・坂場)

のネットワークが成果をもたらしました。同国では加害者処罰「DV罪」を刑法に盛り込んでいるのが特徴的。それによって刑務所の収監中、保護観察期間に加害者への更生プログラムを国の制度として課しています。DVを含めすべての性犯罪被害者に国の支援によって被害者弁護人が付けられる、という法律扶助制度の先進性も目を見張るものがあります。

ゲストは国機関トップの女性行政官。国民の犯罪被害、女性の尊厳の侵害に対する理想と信念を持って、平等社会の実現に努めている姿に共感しました。
(三富和)

性差別と性暴力被害

民間支援、法的視点、先進国の制度を考える

国際被害者学シンポで分科会

「被害者学と人間の安全」をテーマに09年8月23日から6日間、水戸市の常磐大学で開かれた「第13回国際被害者学シンポジウム」(主催・世界被害者学会、常磐大学)で、「らいず」は分科会「性差別と性暴力被害—被害者の保護と有効な支援の確立に向けて」を開きました。



パネリストは、全国女性シェルターネットの共同代表、近藤恵子さん、弁護士・明治大学法科大学院教授の角田由紀子さん、スウェーデンの犯罪被害者庁広報部長のグドラン・ノードボリさん=写真。

近藤さんは性暴力被害の実態、子どもへの影響の深刻さを示したうえで、「性暴力犯罪に対する処罰と加害者への再教育を含めた教育システムの実現を図るためにも、性暴力禁止法という包括的な法システムを日本社会に確立することが重要」と訴えました。

角田さんは性暴力被害を生み出す社会の性差別構造の問題性を指摘、「社会が被害者の回復への責任を負うべきだ」と、権利としての援助、援助を求める権利という考え方の重要性を強調。法的整備にも触れ、国連女性差別撤廃委員会から勧告されている強姦罪への親告罪の撤廃問題を引き合いに、「性暴力禁止法という枠組みで性暴力犯罪に対応する必要があり、その時期に来ている」。

「性犯罪への対応が進んでいるといわれるスウェーデンも、少し前までは日本と大差なかった」と切り出したグドランさん。コーディネーターの矢野恵美さんの解説をはさみながら、犯罪被害者に支払われる補償や加害者義務の犯罪被害基金制度、民間組織を含めた関係機関の連携など、法律改正を重ねながら築き上げた被害者支援制度、加害者プログラムの実態と運用を紹介。「法律は決して人に先行しない。人が常に先に来る」という法律学者、キャサリン・マッキノンの言葉で締めくくりました。(三富正)

スウェーデンの性犯罪施策に学ぶ 加害者を処罰「DV罪」、被害者弁護人制度

琉球大学法務研究科准教授 矢野 恵美

第13回国際被害者学シンポジウムで、コーディネーターを務めた「らいず」の分科会「性差別と性暴力被害—被害者の保護と有効な支援の確立に向けて」は、パネリストと会場の熱い思いが共有される、国際被害者学シンポジウムの数ある分科会の中でも、大変活気のある有意義な場となりました。

DV対策の先進国と言われるスウェーデン。犯罪被害者庁広報部長のグドラン・ノードボリさんからは、1. 犯罪被害者庁の役割 2. 1998年の「女性の安全法」、それに伴う刑法改正、とりわけDV罪について 3. 被害者への法的地位の問題として、被害者参加制度、被害者弁護人制度—などが語られました。

犯罪被害者庁の活動の中で注目されるのは、①日本では考えられない多数の専門家がこの機関が運営されていること(人口が900万人強の国で60人以上の法律専門家が専従し、大学とも連携している) ②有罪になった被告人から1有罪につき7000円程度を徴収する被害者基金を、被害者を支援する団体や研究に配布していること ③加害者が損害賠償金を支払えない時に、まず国が立て替え、加害者からの徴収を被害者庁が担当すること。とりわけこの制度は、家庭内の犯罪に適用されていることが評価されている、と紹介されました。

「DV」を国を挙げて犯罪と考え、加害者を処罰することを示すために「DV罪」が制定されたことも、重要な視点です。今後の日本におけるDV施策の充実を図る上でも1つの指針となるといえます。

日本とスウェーデンの違いは、性暴力問題への取り組みの進み方の度合いだけであって、問題解決に向ける心は同じ、という印象を強く感じる分科会となりました。(「らいず」会員)



共感し、自分の力を 取り戻す場に

「ほっとステーション」

DV被害女性が語り合うセルフ・ヘルプ(自助)グループ「ほっとステーション」は活動2年目。当事者は安心して自分の素直な気持ちや考えを話したり、参加者の話を傾聴することで「私は一人ではない」と共感し、孤立感から解放されているようです。また自分に必要な体験的な情報を得たりして、少しずつ自分本来の力を取り戻そうとしています。回復の過程はそれぞれですが、当事者が自分自身の方法や時間によって回復することを実感できる場として、今後も継続して運営していきたいと思っています。(清水)

「親と子の絆」を考える公開講座

森山哲美・常磐大副学長を講師に研修会



「らいず」の定期総会恒例の研修会。09年度は6月28日、県立図書館を会場に、常磐大学副学長で心理学博士の森山哲美さんを講師に招いて、「親と子の絆を考えるー親子の愛着が対人関係に与える影響」をテーマに学習しました=写真。

幼児期に形成された親子の愛着スタイルは人の一生で永続的であるとする従来の愛着理論

に対して、森山さんは「不適切な愛着に基づく対人行動は修復可能」との行動分析学の考えをもとに、生育とともに深まる愛の行為・愛着の原理を説きました。

環境によって変わる子どもの愛着行動。もし不幸な経験で望ましくない愛着行動が身についたとしても、「自分にとってのプラスを獲得できた。苦しんでいたことがなくなった、という望ましい結果を得ることで修正できる」としています。「人生は捨てたものではない、という成功経験をさせてあげることが大切」。

「発達の初期の親子の愛着関係は子どもの対人行動の発達の基礎となる。不幸にして望ましくない愛着行動ができた場合、望ましい対人行動を加害者にも、被害者にも訓練させることで修復できるはず」と、まとめました。

(三富正)

DV防止法の三度目の改正をめざし、全国女性シェルターネットワークを中心に動きが本格化してきました。10年1月22日には、衆議院議員会館で院内集会が開かれ、近藤恵子共同代表ら約60人が出席。福島瑞穂男女共同参画担当大臣、千葉景子法務大臣、超党派でDV防止法の成立・改正にかかわってきた女性議員も多数駆けつけ、DV被害者、支援者らの言葉に耳を傾けました。

これまでも法制度整備にかかわってきた千葉大臣はあいさつの中で、法拡充の必要性を強調。福島大臣は「法改正の前に民間団体への支援制度を実現したい」と約束しました。

DV法 三次改正に向け本格始動

超党派国会議員と意見を交わす

第三次改正で実現を希望する内容としては、①対象の拡大（交際相手、セクシャルマイノリティなどを含める）②刑務所内における加害者プログラムの実施③市町村基本計画義務化とDV被害者保護事業への国からの財政支援④予防教育の義務化⑤緊急保護命令等保護命令の拡充一です。

同時に、包括的な性暴力禁止法の制定や「DV罪」の創設などが訴えられました。DVで離婚後、元夫に長男を殺害された被害当事者の話に、出席していた議員からは「胸が詰まった」と。改正実現に向けた歩みに心ひとつに加わっていきたいと思います。（坂場）

北京からの風に吹かれて15年 ～人権、貧困・暴力の根絶を考えるシンポなど～

「らいず」が「アジアの風」と協働で記念事業



茨城の女性と子どもにかかわる人権活動のスタート地点といえる北京での「第4回世界女性会議」から15年。北京・行動綱領を実効性あるものにと、**「アジアの風」**を母体にウィメンズネット「らいず」が誕生して10周年になるのを記念して、「アジアの風」&「らいず」の協働で、世界の女性と子どもの人権を考える事業に取り組みます。

北京での世界女性会議（1995年）には189カ国・地域から、NGO（非政府組織）を含めて4万7000人の女性たちが参加、歴史に残る最大規模の国連会議となりました。

茨城からの参加者が翌年「アジアの風」を結成して15周年、DV被害者支援組織である「らいず」設立から10周年を迎えるにあたり、2つの姉妹団体が協働で事業に取り組むことで合意。記念事業実行委員会が発足し12月末、水戸市内でその第1回会合を開き、事業の柱などを協議しました。

「北京からの風に吹かれて」事業のテーマは、「世界の

女性と子どもの権利一人権、貧困・暴力の根絶を考える」。実行委員会は「アジアの風」野口不二子代表を委員長に、両団体の役員ら16人で構成。①記念シンポジウム、講演会とお祝いのつどい②記念誌の発刊一の2つの柱です。

記念シンポジウムは9月、水戸出身の弁護士で08年から国連の女性差別撤廃委員会委員を務める林陽子さんらを招き開催。さらに年内に講演会と関係者らによるお祝いのつどいを開く計画で、国際的に活動の場を広げて人権、貧困、暴力問題にメッセージ発信している方々を講師にお招きします。

記念誌も北京から15年の集大成になるよう、編集します。年間を通しての目標が大きな記念事業だけに、資金的な裏づけも重要で、会員の理解と協力を得ながら、創意工夫しつつ意義ある事業を達成したい。世界の人々が抱える人権問題、貧困と暴力の現状を考える機会にしたいです。（三富和）

全国シェルターシンポジウム2009 in とちぎ 参加報告

STAND UP! 立ち上がろう! DV根絶をめざして

「第12回全国シェルターネットシンポジウム2009 in とちぎ」が、09年11月22、23日の2日間、ウィメンズハウスとちぎが核となって栃木県宇都宮市で開催され、全国から1900人が参加。「らいず」も分科会を担当し、参画団体として重責を果たしました。

基調講演

●女性の安全をおびやかす罪

～スウェーデンの実践

スウェーデンで女性や子どもの被害者のための国選弁護士として活動を続けるギータ・ハディングさんを迎えた基調講演。弁護士でもあるハディングさんはDVのケースを2例取り上げ、被害者国選弁護士がどのように被害者のために活動するか、カップル間の性犯罪をどのように立証するかを話した上で、さらに児童虐待の例を挙げ、児童特別代理人（18歳未満で保護者や保護者のパートナーから虐待を受けていると思われる子どものための国選弁護士）としてどのように活動するかを紹介しました。また、北京女性会議後の98年に制定された「女性の安全法」の中で作られた刑法の中の「DV罪」についても紹介しました。

DVのケースで被害者がパートナーから離れる決心をするには、早期の段階から法的なアドバイスをし、民間支援団体やその他のサポートとの橋渡しも行う被害者弁護士が不可欠。カップル間の性犯罪のケースでは、日本のように暴行・脅迫の度合いを争うようなことはなく、同意があったかなかったに関して何らかの客観的な証拠があれば良いとされる立証の様子も分かりました。DV罪の制定には「スウェーデンはDVを許さない」というメッセージがこめられていたと聞き、DVや性犯罪を訴えやすい社会作りがいかに重要であるかが痛感されました。（矢野）

シンポジウム

●DV被害からの回復と支援

パネリストに、メアリー・ハーベイさん（ハーバード大学臨床心理学准教授）、井上摩耶子さん（日本フェミニストカウンセリング学会代表）、近藤恵子さん（全国女性シェルターネット共同代表）の3人が登壇し、コーディネーターをお茶の水大副学長・戒能民江教授が務めました。ハーベイさんは、アメリカで実践している「暴力被害者プログラム」を紹介し、被害女性の回復を支援するには、記憶の再生への権限、記憶と感情の統合、感情への体制と統制、といった8つの領域で、回復が図られる支援を提供することが必要、と提唱。被害者の環境を「生態学的」に分析しながら、被害者に不足している資源として私たち一人ひとりが役割を担うコミュニティづくりを訴えました。

井上さんは、被害者の語りはこれまでの社会で隠されて

きた「もうひとつの物語」であるとし、その語りが尊重される場＝ナラティブ・コミュニティの創設を呼びかけました。近藤さんは、全国シェルターネットによる調査結果を報告。DV被害家庭で子どもに対する性虐待の割合が高い実態に目を向け、支援のネットワークを一層細やかに、強いものにしていかなければならない、と発表しました。（坂場）

「らいず」企画分科会

暴力被害女性のトラウマの回復

～自立をサポートする地域の力～

常磐大学国際被害者学研究所専任研究員 前小屋 千絵



ハーベイさん、DVサバイバーのRさんを壇上に迎えた2日目の分科会をコーディネートしました。ハーベイさんは、被害女性の事例を紹介し、被害の影響の現れ方や支援者の着目点について説明。大切なのは「生態学的」な視点を持つということ、すなわち、被害女性の性格やトラウマとなった出来事だけに注目するのではなく、当事者を取り巻く人間関係、教育、目的意識、

コミュニティの価値観や資源、といった環境にも注目することが重要と説きました。

そして、前日の講話をさらに発展させ、8つの回復基準（記憶の再生への権限、記憶と感情の統合、感情への耐性とトラウマに関連した感情、症状の管理、自己評価、自己の凝縮性、安全な愛着関係、意味づけ）の各領域で、回復の3段階（安全の確立、想起と服喪追悼、再統合）が達成されるよう支援すること。また、1つの領域の回復を図るには、他の領域の強さを援用できる、と示しました。

DVサバイバーRさんは、私とのQ&A形式で自らの体験を臆することなく語りました。会場からは、たくさんの意見や質問とともに、「Rさんの発言に勇気づけられた。私も支援を求めて動きたい」という当事者からのメッセージも。改めて被害者の「回復」について考える貴重な機会となった今回の分科会でした。被害者の回復を促進するサポートを、これからも心がけていきたいと思います。

（「らいず」会員）

全国シェルターシンポジウム2009 in とちぎ 参加報告

ハーベイ先生との出会い 学びをいただいて

体験発表したRさんからの手紙

全国シェルターネットの大会への参加は、お話をいただいていたから私の一つの目標になりました。昨年は生きることが苦しく、最高裁の離婚判決がでて元配偶者の影は消えず、今度は自己破産申請と、「なぜ私ばかり…」と思い、世の中の理不尽がうけ入れられず、何度も死にたいと思いました。

6年前の11月の自殺未遂、そしてやっと夫婦間の歪みに気づき、そこから私のスタートでした。歩いて、歩いて何の光も見えなくて壁にぶつかることばかりでした。

今回DVサバイバーとして紹介されても、私の中に迷いが存在していたのも事実です。でも、メアリー先生から学びをいただき、自分がDV被害者であることを再認識できました。

「マイナスを個性にして生きたい」もう人と同じ光を見なくてもいい、自分だけに見える光、自分だけの光があれば、笑顔で生きられる、私らしくあっていい、とあの場に立ち、心から思えたことでした。この6年間を振り返り、自分が別の人間のように成長できたと感じます。これからの時間自分を大切に、自分を愛して生きていきたいと思います。

分科会参加報告

● DV被害者回復の継続的な支援を考える

分科会前半は、行政の協力を得て全国各地で実施しているNPOレジリエンスのプログラム、女性への暴力防止センター・ハーティ仙台が仙台市と連携して開催している「仙台女性への心のケア講座」をもとに報告。それぞれプログラムがDV被害女性の回復にどのように役立っているか、具体的な事例が紹介されました。広報誌作成、講座や講演会、会運営を継続的に考える上で、行政との連携は不可欠であると指摘されました。

後半は、参加者全員がモラルハラスメントのリストをチェック。改めてDV被害女性への共感を深め、団体、行政、企業、さらに個人としてそれぞれ何ができるかの課題が提起されました。(岡部)

● 「切れ目のない支援」システム構築に向けて

福岡県久留米市のDV被害者支援体制は、男女平等政策室が中心となり、関係課の支援マニュアルとDV被害者相談共通シート(ワンストップカード)によって行政手続きの安全で迅速、本人負担の軽減が図られています。共通シートは、民間組織が支援する際にも活用されています。

早い時期から市立の母子寮をDV被害者の一時避難に提供し、06年、被害者に向き合った支援システムが確立された経緯があります。

支援の窓口は家庭子ども相談課、男女平等推進センターと民間支援組織です。土・日曜日、休日の支援、夜間の受け入れもする民間組織は、一つのセクションとしての位置づけです。庁内での支援マニュアルの認識徹底のために、6月の人事異動後に各課へ見直しの文書を出すなど情報を共有。相談機関による「DVネットワーク推進会議」や庁内のネットワーク会議は、互いの連携とそれぞれの支援についての情報を得る有効な機会となっています。(西山)

● なぜ男は暴力を振るうのか

精神科医の竹下小夜子さんと沼崎一郎東北大学教授から、DV神話や強姦神話が、根深いジェンダー意識からつくられることについて明快な視点が示されました。

竹下さんは、レノア・ウォーカーの「DVのサイクル図」がもたらした暴力をめぐる誤解について是正し、「家庭ひとつ管理できないような男では」などの刷り込みや、家庭内で自分が最優先されるのが当然だという特権意識などが、支配のための暴力の背景としてであると指摘。また、加害者の特徴一他者操作が巧み、子どもに無関心、家族や親族を軽蔑、家庭外では魅力的一などを挙げ、加害者の目的は支配であることや、モラル・マゾヒズムなどその手口を示し、虐待だと気づくことが重要であると促しました。

沼崎さんは、支配・優越感・心理操作など、加害者の特徴を説明。その成育過程で「誰か一人でもいい、その人の本当の気持ちを理解してくれる人がいたかどうかが決定的な違いを生む」とのアリス・ミラー説を紹介し、執着心と所有欲が強い加害者心理を浮き彫りにしました。(城倉)

● マイノリティの女性と暴力被害

DV被害者がマジョリティ(社会の中で権力を持つもの)に属するか、マイノリティ(権力を持たないもの)に属するかで、奪われた力を取り戻す道筋に阻むものの正体の違いを探り、現状を分かち合うために被差別部落の場合を、ウィメンズカウンセリング京都のスタッフ、アイヌ女性の暴力被害について札幌市在住の女性、在日コリアン女性からそれぞれ報告がありました。

被差別のコミュニティーでは、「外側」からの差別には立ち向かうが、「内側」にある女性への暴力は不問にされ、隠されてきた、と提起。今やっと目が向けられるようになったということです。

また、新たな在留管理制度(2012年施行)の問題点も指摘されました。入管法改正案では、「日本人・永住者の配偶者」の在留資格所有者に対して、「配偶者の身分を有する者としての活動を継続して3月以上行わないで在留している」とみなせば、その在留資格を取り消すとしています。外国籍のDV被害女性をさらに窮地に追い込む、人権侵害条項です。(高橋)

全国シェルターシンポジウム2009 in とちぎ 参加報告

●性暴力禁止法をつくろう

性暴力禁止法についての分科会は3年目になります。現状や問題点を丁寧に見直すのが今回の分科会のねらい。性暴力裁判は法廷のジェンダー・バイアスによって裁かれており、そこには誤った被害者イメージや加害者が主張する被害者の同意神話の問題が存在し、相変わらず被害者の心理・行動への無理解が続いている、との指摘がありました。性を侵害された女性が自らを取り戻し、自分らしく生きる回復へ向かうために「性暴力禁止法」の制定と「性暴力被害者回復支援センター」の立ち上げが急務だと思いました。

「性暴力禁止法」の実現を求める中で、支援者が議員、関係省庁に対して被害者の伝えきれない、語りきれない気持ちを体験することがプロセスのひとつだと話していました。今は混沌とした状態の中でも被害者の気持ちを共有することで、成熟した「性暴力禁止法」ができると確信が持てた分科会でした。(清水)



●女性への暴力と婦人保護事業

08年に全国女性シェルターネットワークが実施した「婦人保護施設における児童ケアに関する調査研究」を基に問題提起されました。婦人保護施設は売春防止法、DV法、人身取引対策行動計画を根拠に、女性の保護と生活再建への支援が行われています。

保護される女性は単身、子ども同伴、母子分離の子ども、精神病患者など抱えている課題は多岐にわたり、多様な支援技術が求められています。婦人保護制度の中での同伴した子どもに対する学習権の保障はなく、子どもの処遇に必要な設備も乏しい状態。セキュリティによって子どもの行動が制限されるなどの影響や、二次被害が心配であるという現場の実態が報告されました。(臼井)

●DV家庭で育った子どものケアプログラム

子どもは自ら心の傷を治す治癒力を持っています。DV被害の子どもの居場所づくりをしている民間団体が「安心できる環境、見守ることで心のよりどころとなるよう努めている」と報告。子どもだけではなく母親にも気兼ねなく

話せる場所が必要です。子どもにはいつでも安心して話せる場所のあることが大切なので、子どもの力を信じて孤立化させないための声かけを心がけている、と日ごろの活動が紹介されました。

疲れきっている母親の不安が、子どもの不安に繋がります。母親が元気になるれば子どもも元気になり、子どもが元気になるれば、母親も元気になるります。居場所づくりを通して、母親と子ども双方への心のケアへの支援の必要性を実感しました。(三浦)

●支援者が倒れないために

セルフケア専門員養成講座として開催。講師は、支援者の疲労の原因として「時間人手不足、現実と理想とのギャップからくる無力感、組織内のゆとりのなさから生まれる不信感・不公平感、共感疲労、二次受傷、代理受傷、居心地の良さを保つため仲間意識を高めるために生じる問題がある」と7項目をあげて説明。

その対策として、疲弊しない環境作りが重要であり具体的には役割分担、情報の共有、動機付け、前向きな雰囲気、自尊尊重、スムーズなコミュニケーションなどを挙げました。支援者として思い当たることが多くあり、自分の感情や認識を再確認。燃え尽きないための対策として、自分の目標・組織の目的に立ち戻ること、抱え込まない、断る、助けを求める、愚痴を聞いてくれる存在を持つこと、が大切だと学ぶことができました。(柳堀)

へ・る・び・ら・い・ん・日・記

当事者の持てる力を信じて

DV被害者は混乱や恐怖や不安の中、自分の方向性を見出すためにヘルプラインに電話をします。さまざまな状況下で懸命に夫の暴力から逃れる方法を見つけたいと思い、次の一步を模索しています。また、夫からの度重なる暴言によりDVの原因は自分であると思ひ込むほど認知まで歪められ、適切な判断ができにくくなっています。ヘルプラインを通して私が努めている支援は、適切な情報提供と歪められたDV被害者の認知を是正するように促すことです。

DV被害者自身が、残された力を懸命に出して電話をかけてくれるその瞬間は、DV被害者にとって被害からの脱出という意味からもチャンスであり、また私たち支援者には支援の第一歩という意味からも貴重な瞬間です。ヘルプラインを通して受けるその瞬間を、支援の第一歩と捉え、その支援活動に意義を感じながらDV被害者一人ひとりのその力を信じて活動を続けています。(土居)

茨城県のDV関係施策

関係機関を広げてDV対策会議

茨城県保健福祉部子ども家庭課

本県では「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正を受け、平成21年3月に「茨城県DV対策基本計画」を改定し、①市町村による配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務とされたこと ②関係機関との連携を強化することなどを明記したところです。

県の配偶者暴力相談支援センターが昨年度に受けた相談件数は1277件。裁判所の保護命令の手続き等も含め多岐に渡るDV被害者の支援に対応できるよう、今年度は関係機関を拡大し対策会議を開催する予定です。また、市町村のDV対策としては、21年4月に古河市が配偶者暴力相談支援センターを設置、県内31市町村でDV相談を実施している状況にあります。今後も、県としては市町村や関係機関と連絡を強化し、DV対策を進めてまいります。

NTTドコモ市民活動事業から助成金

DV被害児童へ家庭教師を派遣します。

「うちの子の勉強をみていただけたら助かるんですが」就学児童の子どもを連れてシェルターに入居したお母さんから、この言葉をいくどとなく耳にし、実際に子どもの学習支援を行ってきたこともありました。

子どもたちに年齢も近いお兄さん、お姉さんのな大学生らに学習をみてもらう仕組みをつくりたい、そのような目的からNTTドコモに助成金を申請。いよいよ希望の家庭に学生派遣が始まります。事業の趣旨に共感し、子どもたちのもとに向いてくれるのは、常磐大学、茨城大学の学生たちです。親でも学校の先生でもない、もう1人の味方、として、学生たちと子どもたちの間に新たな絆が生まれることを期待しています。(坂場)

大河原教授招き「子どもの心」講演会 4月に

NTTドコモ助成金によるDV被害児童への支援事業は、地域の学生と「らいず」との協働で10年9月まで取り組みます。事業は、①学生による学習支援 ②子どもの心理支援の学習会が主な柱。09年12月13日にひたちなか市ののびる学園園長、渋谷照夫さんを招いて、心理支援についての基本講座を開きました。

10年4月11日に東京学芸大学教授の大河原美以さん(臨床心理学)を講師に、子どもの心講演会「怒りをコントロールできない子の理解と援助」を予定しています。

サポートの現場から

夫の暴力に耐えかねて、子どもと共に家を出て「セイフティらいず」に滞在したMさん。長男は中学3年の受験期にある。保護命令の申し立て、生活保護の受給申請、転居先探しなどの助言・サポート。家を借りるには保証人が必要だが、相談にのってくれる親族・友人がいないため、契約ができずに家探しが難航した。

* * * * *

Mさんは夫と暮らしていたとき、家賃が払えずに裁判沙汰になって追い出され、子どもを連れて県内外を転々とする車上生活を経験しました。逃げ場のない車の中で、子どもは殴られる母親の姿を目撃し、自身も父親の暴力の犠牲になってきました。

保証人がいない場合、保証人協会に一定の金額を支払えば家の賃貸契約できる窮余の策がある。サポートの現場で、結構その制度を頼みの綱にしてきました。しかし、夫だけでなく、Mさん名義のカードローンも返済が滞ったことで、せっかく家の賃貸手続きに漕ぎつけても、結局協会の保証が得られずに、仲介の不動産業者から断りがくる。経済が底冷えする状況下で、いよいよ厳しくなった業界事情を実感しました。

引っ越し日が決まっていたのに、直前に家主から断られるなど家探しは難航しましたが、切れそうになりながらも粘りを見せ、家を見つけることができました。子どもが精神的な支えとなり、加害者である夫、父親から逃れたいというMさん母子の願い、新たな生活への期待感が辛い気持ちを上回り、力を出させました。母子を新天地へと送り出しました。(三富和)

昔と今、子どもの幸せ実感は

のびる学園渋谷さんを迎えて研修会

家庭教師として協力してくれる学生とお母さん、「らいず」スタッフ約30人が参加、熱心に聴講しました。

渋谷さんは「昔と今、子どものたちの幸せ実感はー」と問いかけ、「かつては貧しかったが、親子の絆があった。今はその絆が危うい。愛されたことがない子は愛することができない」。大人の心には「学校信仰」が根強い。子どもの思いに耳を傾け聴いているか。口出しは控えめに、優しい目で見る大切さ。多様な教育があることを知ってほしい、と強調。

子どもたちは親や教師のために「よい子」を演じている。大人は気づき変わっていかなくてははいけない、と話されました。(三村)

「らいず」(RISE)

- R** : Right (権利)
- I** : Independence (自立)
- S** : Share (分かち合い)
- E** : Empowerment (力をつける)

「らいず」は、共に活動したり資金面で支えてくれる会員を募っています。詳しくは事務局へ。

このニュースレターは、茨城県の暴力防止啓発委託事業費を活用して作成しています。

